

平成27年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

1 日時

平成27年7月28日（火）10:00～11:40

2 場所

ルポールみずほ

3 出席者

菅原佳典委員長、及川洋委員、千葉一明委員、相馬智子委員、家入昭彦委員

4 審議事項

【指名停止等の運用状況について】

委員：指名停止の基準（停止期間）はあるのか。

事務局：個々の案件に応じて指名停止期間を定めている。県工事とそれ以外の工事、発生事故の内容によっても基準が違っている。

【抽出案件（公営企業課：早口発電所 水車発電機等更新工事）】

委員：工事費に占める機材の価格の割合はどれほどか。

公企課：7割ほどである。

委員：この工事を施工可能な県内業者はどれくらいいるものか。

公企課：県内業者では施工可能な者はいない。

委員：仮に県内業者も参加可能な案件であったとしても、県外の大手企業の調達能力の高さから県内業者が落札できる可能性が低いと思われるが、どう考えるか。

事務局：県内業者への発注を原則としており、県内業者に受注する能力があり、ある程度の競争性が確保可能であれば、要件を県内にして発注することになる。県内業者に施工実績がない場合については原則として、県外業者とのJVとして発注することとしており、今後もそういう方針を進めていきたいと考えている。

【抽出案件（都市計画課：地方街路交付金工事）】

委員：分割発注とはどういうものか。

都市計：受注機会の確保等の目的により工区を分けて発注するものである。落札候補者となった者は他の分割工事の入札には参加できない扱いとしている。

委員：評価項目として、「環境配慮に関する技術的所見」が5点の配点となっており、いずれの入札者参加者も0点となっているが、施工する上で問題はないのか。

都市計：施工箇所が住宅密集地ということもあり、今回は環境配慮に関する評価項目として、特に騒音対策について評価項目を設定していたが、入札参加者から提出さ

れた技術提案書を審査した結果、工事施工にあたって本来配慮しなければならない一般的な内容に留まっていたため加点されなかったものである。

事務局：施工上当然に必要な措置については、仕様書で義務付けられている。総合評価では、更にそれを上回る提案があればその内容を評価し加点するものであるが、今回は特別な騒音対策の提案がなかったため加点とならなかったものである。

委員：例えば、騒音対策として評価される提案内容はこういったものか。

都市計：今回の提案書でも、仮囲いの方法に関する提案があり、有用な対策と考えられたが、それを裏付ける根拠資料の添付が無かった等により、今回は評価しなかったものである。

委員：参加要件を県内ではなく県外も含めた要件にすれば、入札参加者数も増え、新たな技術提案も期待できたのでは。県内に限定したのはなぜか。

都市計：県内業者の受注機会の確保という大前提があり、県内を要件とした。また、今回は工事の規模が大きかったことから県内業者2社JVとした。県内企業では施工できない特殊な工事内容であれば、県外業者と県内業者のJV案件として発注し、県内業者の受注機会を確保する方針で進めることとなる。応札可能な県内業者は相当数あるものと想定していたが、工事内容や施工箇所の状況等から入札参加者数が少なかったものと考えられる。

委員：この案件を分割発注とした理由は。

都市計：ひとつは県内業者の受注機会の確保と、もうひとつはJR路線工事との兼ね合いから工期に制約があり、単独発注とした場合この工期内の完成は困難と判断し分割発注としたものである。

委員：入札参加者が少なかった要因として、設定した工期が短かったということはないか。

都市計：工事の施工内容に応じて標準的な工期を算定したうえで設定した。

委員：供用開始が平成31年ということであるが、早められないものか。

都市計：予定では平成31年11月の供用開始を目標としているが、施工箇所が住宅密集地であり夜間工事の制限があること、拡幅部分完成後に既設部分の補強が必要となること等により、この程度の事業期間を要するものと考えている。